

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900116号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900042号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年10月1日、喪失年月日を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成26年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成5年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年4月1日から同年12月1日まで

B法律事務所の秘書として勤務し、A社から給料を支給されていた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。携帯電話で撮影したA社に係る平成26年10月分の給料明細書の写真を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成26年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る平成26年10月分の給料明細書の写真(以下「平成26年10月分明細書」という。)及び請求者の取引金融機関から提出された取引推移一覧表(以下「取引推移一覧表」という。)並びに同僚の回答及び請求者の陳述から判断すると、請求者は少なくとも当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の平成26年10月分明細書について、複数の同僚は、自身がA社から交付されていた給料明細書と同じ様式である旨回答しているところ、平成26年10月分明細書において、交通費を含む給料16万7,660円が支給され、厚生年金保険料1万3,129円が控除されていることが確認できる。

さらに、取引推移一覧表によると、平成 26 年 10 月分明細書の差引支給額と同額の 14 万 3,372 円が、平成 26 年 12 月 4 日に振り込まれており、摘要欄には、振込人名として、A 社を示すと考えられる「*」の記載があることが確認できる。

加えて、同僚の一人は、請求期間当時の給料は月末締め、翌月 25 日払いだったと思う旨陳述しているところ、請求者は、支払日が来ても給料が支給されないことがあり、事業主に電話していた旨陳述していることから、上記取引推移一覧表の振込額は、遅れて平成 26 年 12 月 4 日に支給された平成 26 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの給料に係るものであることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 26 年 10 月の標準報酬月額については、平成 26 年 10 月分明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては回答を得られないが、平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、同資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A 社は平成 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主及び B 法律事務所の代表弁護士に照会を行ったが回答を得られない上、オンライン記録において、請求期間に A 社で厚生年金保険の加入記録がある 9 名に対して照会を行ったところ、3 名から回答があったが、請求者の勤務期間を具体的に記憶している者はいないことから、請求者の当該期間における勤務状況を確認することができない。

また、請求期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者は当該期間に係る給料明細書等の資料を保有しておらず、取引推移一覧表において、A 社から、当該期間の給与に係る振込みは確認できない。

このほか、請求者の請求期間のうち平成 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間における請求者の勤務実態並びに厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。